

介護保険サービスの利用者負担の割合（3割、2割はそれぞれ①②の両方に該当する場合）

負担割合	所得区分
3割	①65歳以上で本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の [課税の対象となる年金収入 + その他の合計所得金額]が ・ 単身世帯 = 340万円以上 ・ 2人以上世帯 = 合計463万円以上
2割	3割負担の対象とならない人で ①65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の [課税の対象となる年金収入 + その他の合計所得金額]が ・ 単身世帯 = 280万円以上 ・ 2人以上世帯 = 合計346万円以上
1割	2割負担、3割負担の対象とならない人（64歳以下、本人の合計所得金額が160万円未満の人等）